

健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し（第2回審議資料）

1 申出要旨

健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。

現在、私は自宅で重度の知的障害を持つ兄姉を扶養しているが、この制度の下では、遠距離通勤を余儀なくされるなどの支障が生じている。

重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

2 前回推進会議における主な意見

- 弟妹と兄姉とで区別することにそもそも無理があったので、そこを趣旨解釈で救済できるかどうかだ。
- 弟妹と兄姉の取扱いの違いを救済するのが本質だ。
- 行政において、弟妹についてはいつまでも養うべきで、兄姉については養う必要はないとしていることの説明はする必要があるのではないかと、弟妹は良いが兄姉はダメと判断したからには何らかの理由があったのではないかと。
- 弟妹であろうと兄姉であろうと、知的障害者であることには変わりはないはずだから、そちらの方が解決の糸口にならないか。
- 兄姉を扶養している弟妹が事情により転居し、兄姉が知的障害者更生施設への入所待ちで従前から居住しているところに住む状態を「一時的別居」と解釈するのは、やや困難ではないか。
- 市区町村が、住民基本台帳の作成時に同一世帯かどうかを認定していることから、実際的な認定権限は市区町村にあるのではないかと。「世帯」の範囲についての解釈や運用が市区町村によって区々となっているようだが、そのあたりが本件に対し一時的別居とみなす可否の突破口になるのではないかと。

3 世帯の概念

(1) 住民基本台帳法（逐条解説）

「世帯」とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。すなわち、世帯を構成する者は、居住及び生計の両者をとともにすることを必要とするのであって、どちらか一方のみである場合は世帯を構成するとはいえないものである。

（実例）

- ・ 寮、寄宿舎、下宿等に居住している者は、居住をとともにするということではできても、生計は異にするので、各人が単独世帯を構成するものと解される。
- ・ 病院、療養所等に入院、入所している者の住所は、医師の診断により1年以

- 上の長期、かつ、継続的な入院治療を要すると認められる場合を除き、原則として家族の居住地にある。
- ・ 児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設等の施設に入所する場合、1年以上にわたって居住することが予想される者の住所は施設の所在地にある。

(2) **健康保険法（改正健康保険法実施二関スル件（昭15社発第7号通達））**

「被保険者と同一の世帯に属する者」とは被保険者と住居及び家計を共同にする者をいう。従って同一戸籍内にあることは必ずしも必要とせず、また、被保険者が必ずしも世帯主たる場合たることを要せず。

(3) **国家公務員共済組合法（国家公務員共済組合法等の運用方針（昭34歳計第29号通達）**

「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、営内居住の自衛官、病院勤務の看護師のように、勤務上別居を要する場合、若しくはこれに準ずる場合、又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとするものとされている。

(4) **地方公務員等共済組合法（地方公務員等共済組合法等の運用方針（昭37自治甲公第10号通達）**

「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護婦のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しないこととされている。

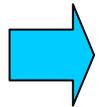
資料 1

健康保険法における被扶養者の範囲及び要件

(被扶養者の範囲)

(要件)

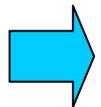
- ・ 直系尊属
(曾祖父母、祖父母、父母)
- ・ 配偶者
- ・ 子
- ・ 孫
- ・ **弟妹**



- ・ 生計の維持

第3条第7項第1号

- ・ **兄姉**
- ・ 叔父、叔母
- ・ その他三親等の親族

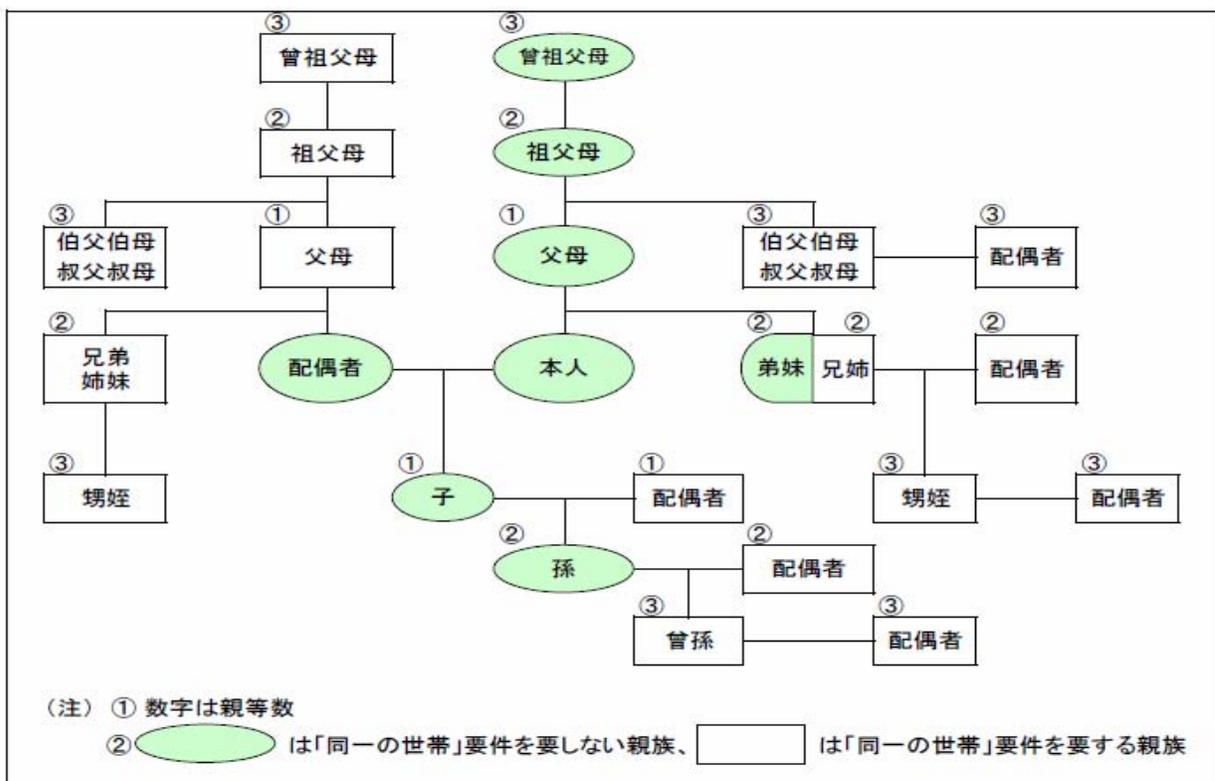


- ・ 生計の維持
- ・ 同一の世帯

〃 第2号

(参考)

健康保険法における被扶養者の範囲図



各法における被扶養者の定義

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第3条

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び**弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 二 **被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

（参考）

三親等内の親族に係る被扶養者の認定要件（対象範囲）

	＜世帯＞	＜生計維持関係＞	被扶養者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 直系尊属 （曾祖父母、祖父母、父母） ・ 配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 弟妹 	① 同一世帯	+ あり	→ ○
	② 同一世帯	+ なし	→ ×
	→ ○		
	④ 別世帯	+ なし	→ ×
<ul style="list-style-type: none"> ・ 兄姉 ・ 叔父、叔母 ・ その他三親等の親族 	① 同一世帯	+ あり	→ ○
	② 同一世帯	+ なし	→ ×
	→ ×		
	④ 別世帯	+ なし	→ ×

○ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

第一条

3 第1項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
 - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
 - ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
 - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

○ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（定義）

第2条 この法律（第11章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
 - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
 - ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
 - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

○ **一般職の職員の給与に関する法律（給与法）（昭和25年法律第95号）**

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で**他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの**を扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 **満60歳以上の父母及び祖父母**

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 **重度心身障害者**

○ **人事院規則9—80（扶養手当）（昭和60年人事院規則9—80）**

（扶養親族の範囲）

第2条 給与法第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

○ **民法（民法第4編第5編）（明治31年法律第9号）**

第7章 扶養

（扶養義務者）

第877条 **直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

○ **所得税法（昭和40年法律第33号）**

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

34 **扶養親族**

居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和22年法

律第164号) 第27条第1項第3号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第6条の3(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

○ 所得税基本通達

(生計を一にするの意義)

2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

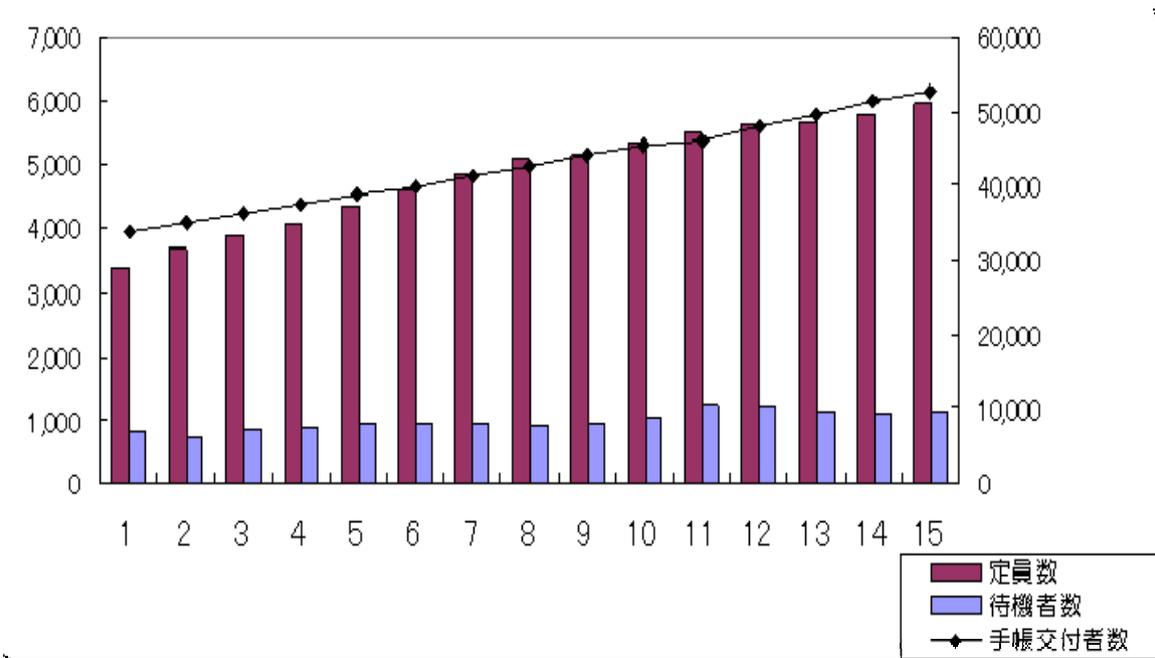
(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

資料 2

知的障害者更生施設の入所待機者の状況(東京都の場合)

知的障害者更生施設の在籍者数は、知的障害者手帳所持者数約5万人のうち約13%にあたる約6千8百人。入所施設の定員数は増加しているものの、入所を希望する障害者は約千人で推移している。

●知的障害者更生施設の入所待機者推移



(注) 第四期東京都障害者施策推進協議会第1回専門部会(平成17年1月26日開催)の資料より。

(参考) 全国の知的障害者数(平成12年度)

総数	459,100人
(在宅)	329,200人
(施設入所)	129,900人

資料 3

関係各法等における「世帯」の規定内容

○ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（住民基本台帳の作成）

第6条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

「世帯」とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。すなわち、世帯を構成する者は、居住及び生計の両者をともにすることを必要とするのであって、どちらか一方のみである場合は世帯を構成するとはいえないものである。

（実例）

- ・ 寮、寄宿舎、下宿等に居住している者は、居住をともにするということはできても、生計は異にするので、各人が単独世帯を構成するものと解される。
- ・ 病院、療養所等に入院、入所している者の住所は、医師の診断により1年以上の長期、かつ、継続的な入院治療を要すると認められる場合を除き、原則として家族の居住地にある。
- ・ 児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設等の施設に入所する場合、1年以上にわたって居住することが予想される者の住所は施設の所在地にある。

○ 改正健康保険法実施ニ関スル件（昭和15年6月26日社発第7号 各地方長官・各健康保険組合理事長あて保険院社会保険局長通達）

改正健康保険法令ニ依ル執務要項

一 補給金ノ支給ニ関スル事項

（一） 「被保険者ト同一ノ世帯ニ属スル者」ノ意義

「被保険者ト同一ノ世帯ニ属スル者」トハ**被保険者ト住居及家計ヲ共同ニスル者ヲ謂フ**従ツテ同一戸籍内ニ在ルコトハ**必ずしも必要トセズ**又被保険者**が必ずしも世帯主タル場合タルコトヲ要セズ**

（二） 「専ラ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者」ノ意義

「専ラ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者」トハ其ノ生計ノ基礎ヲ被保険者ニ置クノ義ニシテ原則トシテ被保険者以外ヨリ生活ノ資ヲ得ザル者ヲ謂フ従ツテ雇傭関係其ノ他ノ事由ニ依リ固定収入ヲ得ツツアルガ如キ者ハ除外スルモノトス

- **国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34歳計第2927号 各共済組合代表者・国家公務員共済組合連合会理事長あて大蔵省主計局長通達）**

第2条関係

第1項第2号

- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、**組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。**ただし、営内居住の自衛官、病院勤務の看護師のように、勤務上別居を要する場合、若しくはこれに準ずる場合、又は転勤等の際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとする。

- **地方公務員等共済組合法の運用方針（昭和37自治甲公第10号 各都道府県知事あて自治大臣通達）**

第2条関係

第1項第2号

- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、**組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。**ただし、病院勤務の看護婦のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等の際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

1 申出要旨

① 私は、家を建築中であるが、市が建築確認申請の内容を公開しているため、建設関係紙にその内容を報道され、様々な勧誘が来るようになり迷惑しているので、公開をやめてほしい。（福井県）

② 私は家を建築中であるが、複数の家具店から「ご新築・特別優待セール」のダイレクトメールが送られてくるようになり、その後、建築基準法の公開規定によるものだと分かった。

建築基準法の閲覧規定があっても、このような営業を目的とする者に対して、建築確認申請に係る個人の情報を提供することには納得できない。（北海道）

（注）上記のほか、11件の苦情等が当省の行政相談に寄せられている。

2 制度の概要

(1) 閲覧制度の内容

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第93条の2の規定において、「特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。」と定められている。

国土交通省令で定める書類は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第11条の4において、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書並びに全体計画概要書とされている。【資料1-①-1】【資料1-①-2】

なお、閲覧を希望する場合は、特定行政庁がそれぞれ定めている閲覧申込書により申請することとなっている。【資料1-③】

(参考) 建築計画概要書

法第6条により、建築確認申請の際、申請者において提出する書類で、建築計画の概略が記載された図書。建築主・設計者・工事施工者等の氏名・住所、敷地面積、床面積、構造、高さ、階数等の建築物の概要及び案内図、配置図が記載されている。【資料1-②】

(2) 建築計画概要書の閲覧制度の制定及び改正の趣旨

① 建築基準法の一部改正（昭和45年法律第109号）により、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類を閲覧の用に供することにより、周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然に防止するとともに、違反建築物の売買を防止するため、同法第93条の2に建築計画概要書等の閲覧制度が設けられた。

(参考) 建築基準法質疑応答集 (国土交通省住宅局内建築基準法研究会編)

この閲覧制度の趣旨は、違反建築の防止及び無確認建築物の売買等の未然防止にある以上、明らかに営利を目的とする閲覧請求についてまで閲覧を認めた規定とは解しがたい。

したがって、本制度の趣旨を逸脱して明らかに営利目的のために閲覧請求があった場合においては、これを拒否しても何ら違法ではない。

(※ 特定行政庁からの法第93条の2に規定する建築確認の申請書に関する図書の閲覧制度に係る照会に対し、旧建設省は、昭50.7.25 住指発1126号において、上記の応答集を内容とする回答を行っている。)

- ② その後、個人情報の保護に関する法律の施行もあり、建築計画概要書等の閲覧制度においても個人情報の適切な取扱いについて十分な配慮が必要なことから、建築基準法の一部改正 (平成16年) により、本制度により閲覧に供する書類について、国土交通省令で定めるものに限定し、これらについて「建築物の所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの」と明記するとともに、建築計画概要書等の別記第3号様式等について、所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして建築主の電話番号欄が削除されている。

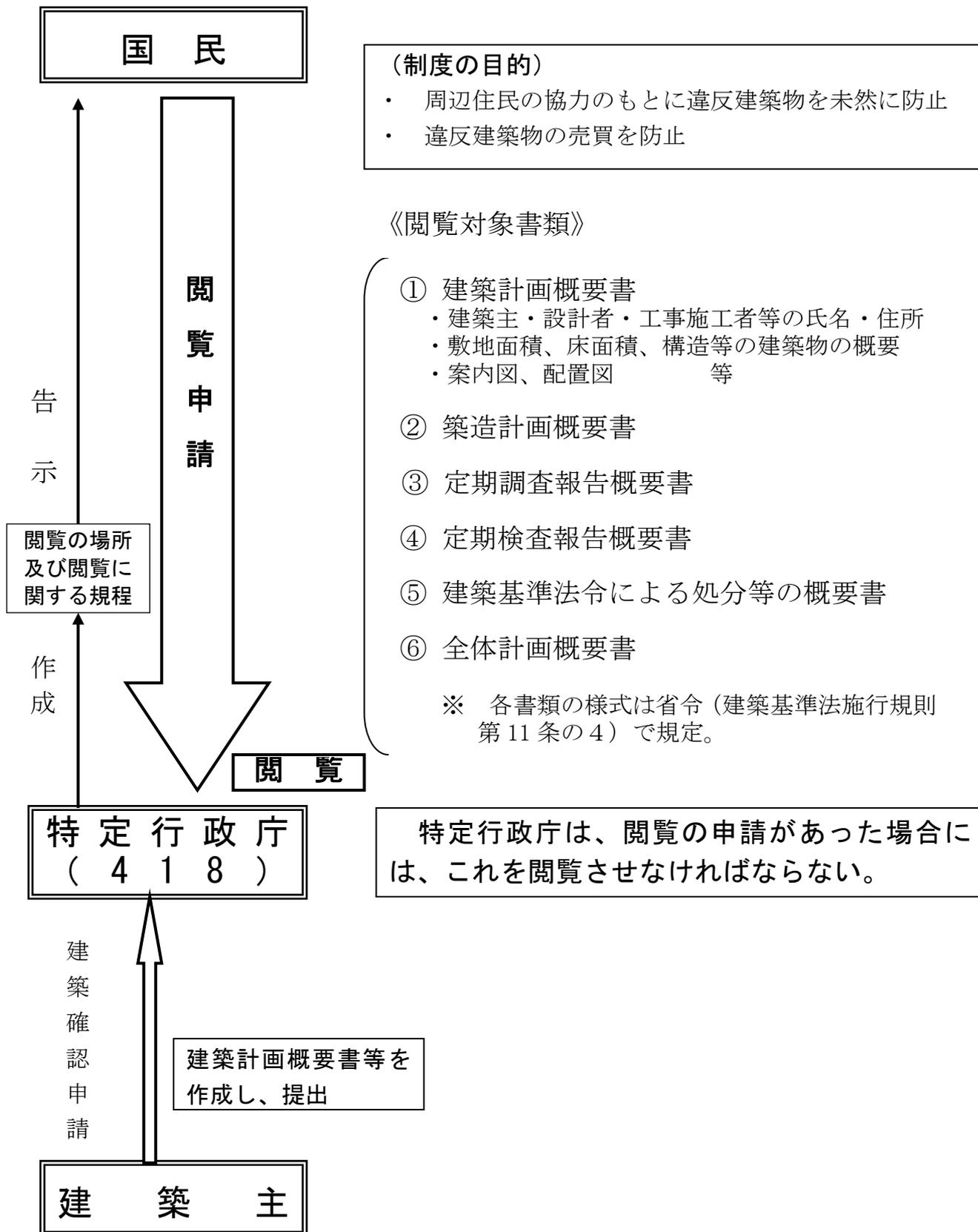
【資料1-①-2】 【資料1-④-1】 【資料1-④-2】

3 他の閲覧制度の状況等

建築計画概要書の閲覧制度と同種のものとして、住民基本台帳の閲覧制度があるが、個人情報に対する意識の高まりなどに的確に対応するため、今般、住民基本台帳法の一部改正 (平成18年法律第74号、平成18年6月15日公布) により、何人でも閲覧請求ができるという仕組みを廃止し、国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合など、閲覧することができる場合を大幅に制限する制度に移行することとした (法律施行:平成18年11月1日)。

【資料2-①】 【資料2-②】

建築計画概要書等閲覧制度の仕組み (建築基準法第 93 条の 2)



建築計画概要書等の閲覧に関する関係法令の概要

閲覧制度の創設

○ 建築基準法の一部改正（昭和45年法律第109号）

（書類の閲覧）

第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類のうち、当該処分に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

○ 建築基準法施行規則（昭和45年建設省令第27号）

（書類の閲覧等）

第11条の4 法第93条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、別記第3号様式による建築計画概要書、別記第12号様式による築造計画概要書、別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書、別記第36号の3の2様式及び別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書並びに全体計画概要書とする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

2 特定行政庁は、前項の書類を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

閲覧制度の改正

○ 建築基準法の一部改正（平成16年）

第93条の2に、閲覧対象書類を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして」と新たに記載

第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

○ 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成17年国土交通省令第59号）

－ 建築基準法施行規則第11条の4に基づく別記3号様式等の改正関係－

建築計画概要書等の別記第3号様式及び別記第12号様式について、所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、これらの様式から建築主の電話番号の欄を削除

※ 受 付 欄		※ 確認年月日 ・ 番号	台 帳 番 号 号
		平成 年 月 日	
		(確認) 第 号 (計画通知)	

建築計画概要書

(第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【5. 工事監理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

以下略

江東区・建築(築造)計画概要書等閲覧申込票

年 月 日

江東区長 あて

申込者

住所

氏名

下記により建築(築造)計画概要書等閲覧したいので、江東区建築基準法施行細則
第50条の規定により申し込みます。

概要書の区分	1、建築計画	2、築造計画
閲覧目的		
建築主氏名		
建築物敷地地番 (住居表示)	江東区 (江東区	丁目 丁目 番地 番号)
主要用途	工事の種別	新築・増築・改築
確認済証交付者		
認定通知者		
確認・認定 年月日・番号	年 月 日	第 号
備考		

建築計画概要書の閲覧制度の制定及び改正の趣旨

施行年月日	閲覧制度の制定の趣旨及び改正の動向
〔閲覧制度の創設〕 昭45. 6. 1公布 46. 1. 1施行	<p>＜建築基準法質疑応答集（国土交通省住宅局内建築基準法研究会）＞</p> <p>① 確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類を閲覧の用に供することにより、周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然に防止</p> <p>② 併せて違反建築物の売買を防止</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>このために設けたのが閲覧制度である</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>明らかに営利目的で確認申請書に関する凶書の閲覧請求があった場合においては、これを拒否しても何ら違法ではない</p> <p>(参考) 特定行政庁からの閲覧制度の趣旨に係る照会に対し、国土交通省（旧建設省）は、上記応答集の内容を回答（昭和50年7月25日（住指発第1126号）</p>
〔閲覧制度の改正〕 平16. 6. 2公布 17. 6. 1施行	<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が制定され、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることとされていることを踏まえ、<u>建築基準法に基づく閲覧制度においても個人情報の適切な取扱いについて十分な配慮が必要</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>① 閲覧制度により閲覧に供する書類（建築計画概要書等）について、法第93条の2に「建築物の所有者等の<u>権利利益を不当に侵害するおそれがないもの</u>」と明記</p> <p>② 建築計画概要書等の別記第3号様式及び別記第12号様式について、<u>所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、これらの様式から建築主の電話番号の欄を削除</u></p>

資料 1 - ④ - 2

建築基準法の改正（昭和 45 年）の背景事情及び改正内容

1 背景事情（昭和 45 年 7 月 24 日各都道府県知事あて建設事務次官通達の抜粋）

日常生活がほとんど建築物を通じて営まれているにもかかわらず、これに対する国民の関心はかなり低いものにとどまっていたが、ここ数年来、火災による人身事故が頻発、都市及びその周辺部において、土地利用の状況、土地の価格、建築物の形態等に大きな変化



住生活は、隣地の建築物の用途、形態等により多大な影響を被るに至り、国民の関心は建築基準法に強く向けられ、改正の際の国会の審議においても、違反建築物をなくし、住みよい環境を形成するための方策について活発な論議



建築行政は、国民の協力なくしてはその目的の達成が著しく困難であるので、最近、国民の間にたかまってきた建築基準法に対する関心を健全な方向に導き、国民と行政庁の協力により住みよい環境を形成することが重大な課題

2 改正内容

- ①執行体制の整備、②防災措置の強化、③市街地の良好な環境の維持増進の諸点について抜本的な検討を加えて大幅な改正
- 国民の協力を得て良好な環境を育成し、違反建築物に対して厳正な態度で臨み、違反是正

措置の強化

執行体制の整備拡充

- ・人口 25 万人以上の市に建築主事を必置

違反是正措置の強化

- ・新たに建築監視員の制度を設け、工事の施行の停止命令権を付与
- ・違反是正を命じた場合に現場に標識設置により公示
- ・違反建築物に対する行政代執行要件の緩和

違反建築物の設計者等の処分強化

- ・特定行政庁は、違反是正命令が出た建築物に関与した設計者、工事請負人等について、建設大臣又は都道府県知事にその住所、氏名等を通知。通知を受けた建設大臣又は都道府県知事は、免許の取消し、営業の停止等の措置

建築関係職員の質問の権限の創設

- ・建築主事、建築監視員等がその権限を行使しようとする場合に、建築物の所有者、工事の施工者等に対し、必要な事項を質問

防火に関する基準の強化

- ・耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない建築物及び内装の仕上げ材料が制限される建築物の範囲を拡大

避難、消火等に関する基準の整備

- ・大規模建築物、特殊建築物等の排煙設備、非常用照明装置、換気設備、非常用昇降機等について必要な技術的基準を政令で制定

建ぺい率制限の合理化

- ・建ぺい率の制限を実情に沿うように緩和

建築計画概要書等の閲覧制度の創設

- ・建築計画概要書等の閲覧等

(注) 建築基準法の一部改正案は第 61 回国会（昭和 43 年）に提出され、特に違反建築物対策について活発な論議。衆議院において、当初提出案に建築確認の申請書に関する図書の閲覧制度を創設すること等の修正が行われ可決されたが、参議院で審議が進まず廃案⇒第 63 回国会（昭和 45 年）において再提出され、衆議院修正部分を加えて成立

3 建築基準法質疑応答集（国土交通省住宅局内建築基準法研究会編）

違反建築物の防止については、建築監視員等の建築現場の巡回、査察による早期発見、早期是正が有効であるが、さらには違反建築モニター制度の活用、住民による通報に対する協力体制の確立等を図ることが必要。また、このような違反建築物の売買が行われた場合、法第 9 条第 1 項等の規定に基づく違反建築物の改築、除却、使用禁止等の違反是正命令は、当該違反建築物自体に着目して当該建築物の所有者等に対して行われるため、違反建築物であることを知らない善意の買主は不測の損害。



周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然防止

併せて違反建築物の売買をも防止



確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧制度の創設

(参考)

当該規定の立法理由 : 明らかに営利を目的とする閲覧請求についてまで閲覧を認めた規定とは解しがたい。



本制度の趣旨を逸脱して明らかに営利目的のために確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧請求があった場合においては、これを拒否しても何ら違法ではない。

資料 2 - ①

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 15 日公布。18 年 11 月 1 日施行）の概要 －住民基本台帳の閲覧制度の改正関係－

1 住民基本台帳の閲覧を限定する背景・理由

何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度から、閲覧を大幅に制限した制度に移行（平成 18 年法律第 74 号）



情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の閲覧制度を見直す必要性

2 改正の内容

(1) 住民基本台帳を閲覧することができる場合を下記に限定（第 11 条、第 11 条の 2）

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- ② 次の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い（注）と認められるもの
(注) 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等（総務大臣が定める基準）
 - ・ 公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等

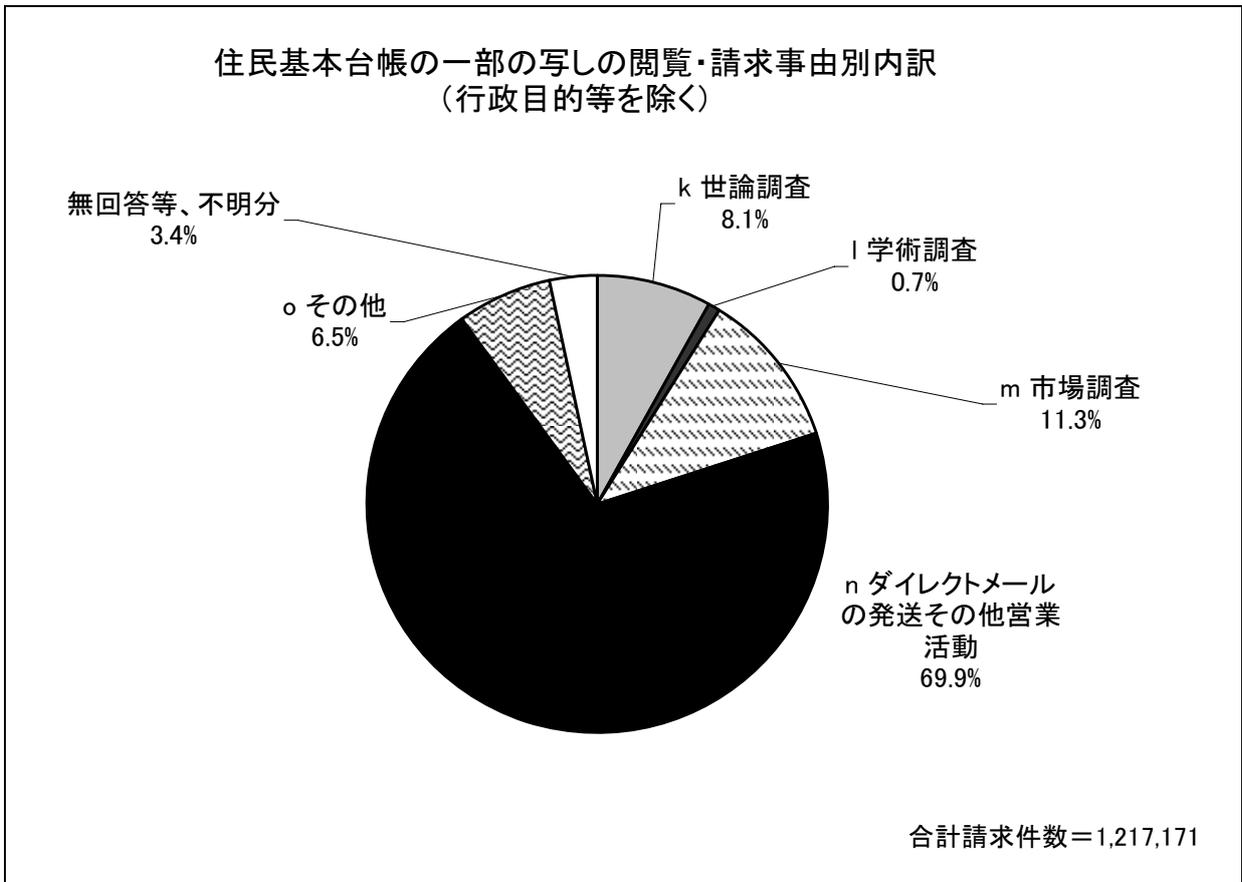
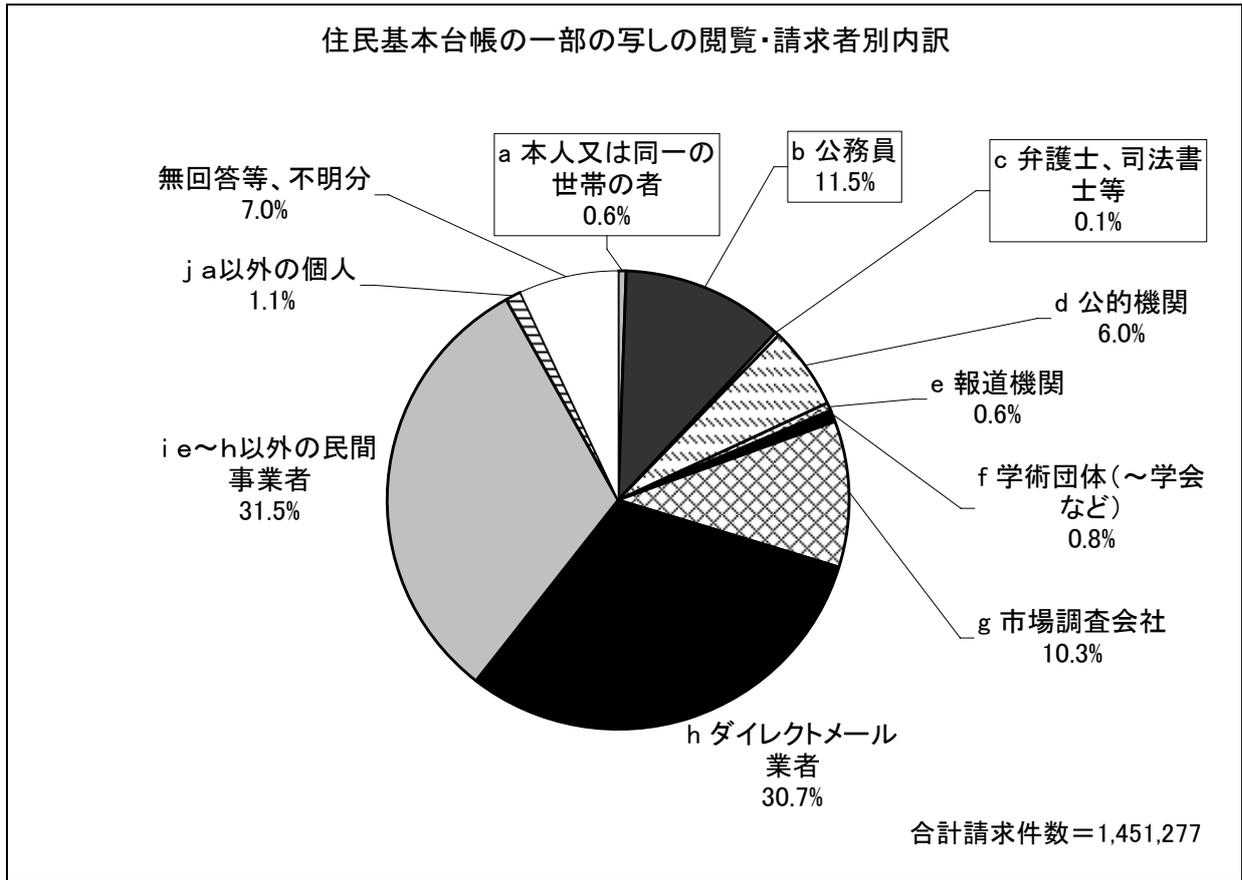
(2) 閲覧の手続等の整備（第 11 条の 2）

- ・ 閲覧の利用目的、管理の方法、調査結果の成果の取扱い等の明示
- ・ 閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化
- ・ 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
- ・ 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表 等

(3) 罰則の新設等（第 46 条、第 47 条、第 51 条）

偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化（過料の引上げ、刑罰規定の新設）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果
(総務省自治行政局調査)



(注) 「住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会報告書」(総務省ホームページ掲載の報道資料(平成17年10月20日))から抜粋